



Title	序章 問題意識と視点
Author(s)	小内, 透
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 32, 1-12
Issue Date	2015-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58474
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00075302_32_1-12.pdf



序 章 問題意識と視点

小内 透

北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第1節 本研究の問題意識

第1項 先住民族をめぐる国際的な動向

サーミやアイヌを始めとする先住民族は、近代以降支配的な民族に同化を強いられた存在であり、収奪や搾取の対象であった。アメリカ・インディアンのように、強制移住や虐殺の対象となった先住民族もいた。しかし、第二次世界大戦後、民族自決運動が世界的に広がる中で、持続的な復権の動きを示す先住民族が現れるようになった。1970年代に入ると、先住民族の運動は国民国家の枠組みを越え、国際的なものへと広がりを見せていった。

そのさきがけになったのが、1973年にグリーンランド、北カナダの先住民とサーミによってコペンハーゲンで開催された北方民族会議である。この会議で、彼らは先住民族の土地や水に対する権利や生存権を表明し、先住民族の世界的な組織を結成することが決められた（庄司 1991:877）。これを受け、1975年にはグリーンランドとカナダのイヌイットとサーミによって世界先住民族評議会（WCIP）が結成された。この一連の動きが、国際的な先住民族運動の始まりとされている（Jull 2003: 25; Smith 2007: 766）。ニーゼン（Niezen, R.）は、このような先住民族による国際的な運動の理念を、先住民主義（indigenism）と名づけた（Niezen 2003）。

国際的な先住民族運動の背後には、国際連合などの国際機関における先住民族の復権に向けた取り組みが存在した。1971年に国際連合人権委員会の下部組織である「少数者の差別防止および保護に関する国連人権小委員会」が、先住民族差別に関する調査の実施を勧告したことがその象徴である。この勧告にもとづく調査がエクアドル出身のコーボラによって行われ、1982年に『先住民に対する差別問題の研究』（コーボ報告）が出された。翌1983年には、コーボ報告をもとに国連の経済社会理事会（ECOSOC）が国際連合先住民作業部会（WGIP）を立ち上げ、先住民の代表を参加させることになった。

1989年6月には土地と水に関する先住民族の権利の保障を盛り込んだILO第169号条約（「独立国における先住民族および種族民に関する条約」）が成立し（1991年5月発効）、1990年にノルウェーが最初の条約締結国となった。これ以降、先住民族復権の国際的な動きはさらに加速した。

そのうえ、国連は1993年を「世界の先住民の国際年」とし、1995年から「世界の先住民の国際の10年」を設定した。さらに、「世界の先住民の国際の10年」が2004年に終わると、国連は翌2005年から第2次「世界の先住民の国際の10年」を改めて設定した。そして、2007年には国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が提案され、圧倒的多数の賛成により採択された。この宣言は国際連合先住民作業部会が20年以上にわたって議論を積み重ねてきた成果であった。これにより、世界各国は先住民族の権利の回復や保障にむけた政策的な課題を負うようになった。先住民族をめぐる状況は、かつて同化主義や抑圧、差別、ひいては虐殺の対象となった時代と比べ、

大きく改善されてきたといえる。

国際的な先住民族の運動は、学問の世界にも影響を与えた。それまで先住民族を学問の対象にしていたのは、おもに人類学や民族学であった。これに対し、社会の現実には、先住民族を対象にする研究はほとんどなかった (Smith 2007:757)。わずかに存在したのは、先住民族の犯罪、アルコール中毒、麻薬等の「社会問題」を考察する研究であった (Brian 1994; Sagggers and Gray 1998; French 2000)。しかし、最近では、社会学にも国際的な先住民族の運動を反映して新しい動きが現れてきた。スミス (Smith, K. E. I.) によれば、それは先住性の定義、先住民族と国家の関係、国連での先住民族の役割といった3つの点のいずれかに照準をあわせる傾向である (Smith 2007:757)。また、法学・政治学の分野でも、民族自決権 (self-determination) の新しいとらえ方、国際法・国内法などの法的多元主義、個人の権利と集団の権利の関係などが議論されるようになっている (Anaya 1996; Hamilton 2013; Anaya 2007)。これらの国際的な先住民族の運動を反映した新しい研究動向は、民族学も含めて社会科学全体に見られるようになった (Minde ed. 2008; 窪田・野林編 2009)。

第2項 先住民族の定義と個人認定の問題

国際的な先住民族の運動が様々な成果をあげ、学問分野でも先住民族の現在や未来に関わる研究が進むことにより、先住民族の権利の回復や保障をめぐる、様々な論点が浮上するようになっている。

まず、第1に、そもそも、先住民族とは何かという点が現実的にも理論的にも問題になっている。もともと国連での長期にわたる議論の中でも先住民あるいは先住民族の明確な定義は確定できなかった。とくに、民族の「先住性」のとらえ方が難しかったからである。たしかに、アメリカ大陸やオセアニア州のように、ヨーロッパ人によって植民地化される以前からその土地に住んでいた者たちの先住性は明白だと思われる地域もある。にもかかわらず、このような地域でも、アメリカ合衆国やカナダではそれまで認められていなかった集団が新たに先住民族として認定されることがあり、認定を求める集団が現在でも少なからず存在している¹⁾。欧州、アジアやアフリカ大陸では、これらの地域以上に先住民族の定義が困難となる。なぜならば、かなり以前から様々な民族の移動が見られ、民族の交流があったからである。先住民族と見なされていた集団より以前に居住していた民族が考古学などの研究の深化によって発見されたりすることがあるし、複数の民族間での混血が確実に進んでいたりする。

これらのことを背景に、2007年の国連宣言の採択にあたって、各国の政府から先住民族の歴史や種族性が複雑なため、先住民族の画一的な定義を設定しない方がよいとの考えが表明された。そのため、国連は、先住民族に関する国際的な定義を確定することは現時点では可能ではなく、必要なことでもないとして、この問題を棚上げにした。その結果、アフリカでは、どの集団が先住民族であるかをめぐって、「先住性の政治化」ともいえるべき現象が生まれている (栗本 2009; 丸山 2009)。

学問の領域でも、事情は同様である。先住民族の定義の困難さは研究者の間で共有されている。先住性、先住民族の概念は、先住民運動を支持している研究者からは疑問視されており、旧来の「部族」に回帰したい者もいれば、「第四世界」という言葉を好む者もいるとの指摘もある (Minde

2008:51)。

このような理論状況の中で、一方で、現在、先住民族として知られている集団より以前に居住していた民族（先住民）がいたとしても、先住民が先住性を主張しない限りにおいて、先住民族の先住性は成立するという考え方を示す論者がいる（スチュアート 2009:18-19）。この考え方は、コーボ報告における先住民族の定義に近く²⁾、先住民族の権利の回復や保障を後押しする性格をもっている。ここでは、先住民族の概念が本質主義・原初主義ではなく、構築主義・道具主義に傾斜したものになっている。他方で、北極圏であってもイヌイトだけでなく、様々な民族の移動があり、先住民族とは誰かわからないとし、先住民固有の権利の承認を正義というのは疑わしいとする論者もある（Kuper 2003:392）。

第2に、先住民族の個人認定をめぐる問題がある。各国で特定の集団を先住民族として承認したとしても、先住民族の権利の回復や保障をする場合、誰がその民族に属するのかを認定することが必要になる。個人認定に関しては、特定の先住民族としての自認意識があることが、事実上、国際的な統一的基準の一つになっている。しかし、それ以外には、国際的に共通の基準は存在しない。

アメリカ大陸やオセアニア州に属する国では、自認意識とともに血統を基準にして先住民族の個人認定が行われている。しかし、血統を基準にしていたとしても、歴史的に混血化が進んでいるため、どの程度の混血割合までを先住民族の基準とするのかは、国によってまちまちである。なかには、その割合が部族によって異なることさえ見受けられる。これに対し、ヨーロッパではヒトラーなどによる人種政策の歴史の教訓として民族の血筋を問うことが忌避される傾向がある。そのため、北欧のサーミの場合、いずれの国でも自認意識とともに言語を基準にした個人認定を行っている³⁾。しかし、北欧諸国では近代において同化政策が進められたこともあり、サーミ語を日常言語としている者はそれほど多くない。その点をふまえ、本人がサーミ語話者ではなくても先祖がサーミ語を日常言語としていれば、サーミとして認められている。

個人認定の基準は、歴史的に変化するものでもある。アメリカ合衆国のインディアン法は歴史的に変遷しており、個人認定の基準も様々に変化している（藤田 2012）。ニュージーランドにおけるマオリの個人認定の基準も、1974年のマオリ問題法の改正により、「マオリの血を少なくとも半分以上継いでいる者」から「マオリ族に属する者及びその子孫を含む者」へと変更されている（小林 2007:99）。言語をサーミの個人認定の基準にしているフィンランドでも、現在、サーミの定義や認定基準の見直しが進んでいるとのことである⁴⁾。

また、国の認定基準とは異なり、部族が自らの成員資格を変更したりすることもある。それにもなって、成員資格を剥奪された側が不利益をこうむったとして、裁判に訴えるケースもある。たとえば、アメリカ・インディアンのチェロキー族で問題になったケースがそれにあたる。チェロキー族では、かつては自由民（Freedmen）——祖先が所有していた黒人奴隷が南北戦争後に解放され生み出された人々——の子孫を、部族の正式な構成員としていた。しかし、2003年の部族政府の選挙の際に、選挙権が剥奪される事態が生じ、これに対して、自由民側がアメリカ合衆国の裁判所に提訴した。コロンビア下級裁判所は自由民側の主張を認め、チェロキー部族の決定は違法だとしたが、チェロキー部族政府は自らの決定を取り下げなかった（Jones 2009:17-20）。この一連の事態の背景には、奴隷制や人種間の婚姻の進展、かつての部族名簿（ドーズ法名簿等）の不備等の歴史的な問題（Jones 2009:13-16）や、連邦政府から先住民族に許されている、カジノの経営権、

各種の補償など様々な経済的メリットの分配をめぐる経済的な問題がある（鎌田 2009:10）。血統を個人認定の基準にしている国でも、実態は複雑であり、個人認定や部族の成員資格をめぐる政治的問題に発展する場合もあるといえる。

第3項 先住民族の権利と国家の政策

第3に、先住民族に保障すべき権利の内容に関する論点もある。この点に関して、国際的に大きな影響力をもつものの1つが、ILO 第169号条約である。これは、先住民に関するILOの最初の条約である、1957年制定の「先住民および部族民（Indigenous and Tribal Populations）条約」（第107号条約）に代わって制定された条約である。第107号条約は、かつてのイギリス植民地での慣行にそって、先住民や部族の生活実態を守るために、植民地主義の新段階を背景にして作られたとされる。しかし、主要な目的は国民国家に先住民や部族民を統合・同化することであった（Minde 2008:52）。ILO 第169号条約は、それとは対照的に、先住民や部族民の権利回復の視点から作成されており、雇用、教育、保健サービス等の保障とともに、土地やそれに付随する天然資源の所有権や利用権に関わる条項が入っている。しかし、この条項は新たな国家を生み出す民族自決権につながるおそれもあり、国家として条約の批准に消極的にならざるをえない内容となっている。先住民族の運動の担い手や先住民族を支持する研究者は、こうした懸念に対し、彼らが主張する民族自決権は、新たな国家の樹立を意味するものでなく、土地や天然資源の利用、自らの生活スタイルや文化の選択の自由を示すものにすぎないとしている（Minde ed. 2008; Anaya 2007）。しかし、それでも土地や天然資源に対する所有権や利用権等の点で、この条項は先住民族とその他の国民との利害対立を生じさせる可能性がある。このような点に関する懸念があることもあり、2015年1月現在、批准国は22か国にとどまっている。アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった多くの先住民族を抱える国は、この条約を批准していない。

サーミの居住国のうち、ノルウェー以外の国もこの条約を批准していない。スウェーデンやフィンランドのサーミの人々は、ノルウェーにならってILO 第169号条約の批准を望んでいる。スウェーデンでは、政府からILO 第169号条約批准の可能性を諮問された委員会が1999年に同条約を5年以内に批准するよう勧告したにもかかわらず（櫻井 2004:216-217）、現在でも批准はされていないままである。他方で、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの3か国は、2005年に「北欧サーミ条約」草案を公表し、2011年には2015年までに条約を完成させるとの合意に達している（Bankes and Koivurova 2013:1）。「北欧サーミ条約」草案は、ILO 第169号条約を鑑にしているが、国会を通過した決定のいくつかを拒否する権利をサーミ議会に与えることによってさらに進化している（Semb 2012:1662）。したがって、北欧3か国、とくにILO 第169号条約を批准していないスウェーデンとフィンランドの両国政府は対応に苦慮すると思われる⁵⁾。

2007年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、ILO 第169号条約とならんで、先住民族の権利を検討する上で、国際的に大きな影響力をもっている。この「宣言」には、教育、保健サービス、土地、資源に関わる権利だけでなく、国籍取得の権利（第6条）、固有の言語による報道機関を設立する権利（第16条）、自己の科学、技術及び文化の表現を維持・保護・発展させる権利（第31条）、自己のアイデンティティ及び構成員を決定する権利（第33条）など、ILO 第169号条約にはない、より広い範囲の権利を保障する条項が盛り込まれている。「宣

言」に対しては、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国が反対、11か国が棄権、圧倒的多数の143か国が賛成票を投じ、採択された。たしかに「宣言」は「条約」とは異なり、法的拘束力をもたない。この点もあって、ILO第169号条約の批准国の少なさは対照的に、多くの国が賛成票を投じたのであろう。しかし、少なくとも「宣言」に賛成した国は「宣言」の定める原則を参考にして先住民族の権利の回復や保障にむけた措置を策定する必要があると考えてよい（大竹 2009:13）。これに対し、「宣言」の採択にあたって反対票を投じた4か国の場合、先住民族の権利の回復や保障に関して、それぞれ独自に取り組んできた経緯があり、それらとは異なる内容で先住民政策を縛られたくないとの考えがあると思われる。

このように、先住民族に保障すべき権利は簡単に確定できるものではなく、複雑な問題をはらんでいると考えるべきである。

第4に、先住民族とそれ以外の国民との関係について議論すべき論点もある。いいかえれば、先住民族に対する国家の政策の根拠が国民にどのように示され、それが国民にどのように受けとめられるのかという問題である。

先住民族に対する国家の特別な政策が必要な理由について、国際的な先住民族の運動に大きな影響を与えてきたアナヤ（Anaya, J.）⁶⁾は、先住民が同化を強いられ抑圧され搾取されてきた歴史をふまえ、過去の仕打ちに対する救済や補償として先住民の権利を保障すべきであると考えている（Anaya 1996: 80-85; Anaya 2004: 103-110）。これに対し、カナダのキムリッカ（Kymlicka, W.）は、アナヤの考えは不十分であると批判する。なぜなら、過去に対する補償を根拠にして先住民族への政策を構想すると、いつかは補償が終わる時がくるからであり、先住民族と他のエスニック・グループや国民との違いが見出だせなくなるからである。

そこで、キムリッカはアナヤと異なる形で先住民族に対する国家政策のあり方を主張する。彼によれば、主流の国民に対し、移民と先住民族という民族性の異なるマイノリティがいる⁷⁾。いずれのマイノリティにも、自らに固有の文化を保障する多文化主義が求められる。同時に、彼らにはカナダ国民としてのメンバーシップも与えられなければならない。それをキムリッカは「多文化主義的シティズンシップ」と呼んでいる。さらに、先住民族に対しては、他国から自らの意志で移住してきた移民とは異なり、もともと固有の言語をもち当地に住んでいたにもかかわらず、抑圧や差別を被ってきたことをふまえ、文化だけではなく言語の保障とともに固有の民族自決権を与えるべきであるとする（Kymlicka 1995=1998; Kymlicka 2001=2012）⁸⁾。

他方で、先住民族以外の国民からすると、過去への補償であっても、先住性にもとづく固有の権利であっても、保障する権利の内容や程度によって、過剰な保障だとの批判も現われかねない。それは、黒人等に対するアファーマティブ・アクションに対する反応と同様なものである。研究者の中からも、先住民族運動はナショナリズムと同一のもので、外部には排他的、内部には拘束的であるとの批判が生まれており、こうした批判は先住民族に対する特別な施策に対する否定的な見方につながる可能性が高い（Kuper 2005:203-218）。

サーミの場合にも、同様な現象がある。国民議会への参政権と同時に、サーミ議会の選挙権も与えられていることに対して疑問を示す国民が現れている。ノルウェーの全国規模のサーミ団体自体が、サーミの特別な地位を示すサーミ議会の存在に反対するという事態が生じている（Thuen 2002:286）。近年、研究者の中にも、ノルウェーのサーミ政策に対する「バックラッシュ」の動き

を紹介したり⁹⁾、サーミにのみ認められている二重の政治的メンバーシップの問題性を指摘したりする者もいる (Semb 2012:1665)。こうした先住民族以外の国民からの視線が、先住民族に保障すべき権利を確定する上で、影響を与えることにもなる。

第4項 先住民族研究の新たな課題

このように、かつて同化主義や抑圧、差別、ひいては虐殺の対象にまでなった先住民族の子孫をめぐる状況は、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択により、大きく改善する可能性が高くなった。にもかかわらず、実際には、現実的にも理論的にも、かなり複雑な状況が存在するようになっている。

ただし、長期的な視点で見れば、このような複雑な現状は先住民族が復権していく歴史的なプロセスの一コマにすぎないのかもしれない。多少の紆余曲折を経験しながら、復権にむけて確実に事態が進展していると見ることもできる。

キムリッカの言うように、先住民族の権利の回復や保障に関しては、規範理論を欠いていたのに実践的には成功を収めてきたという見方も成り立つ。1970年代以降、分配的正義の規範理論が発展したにもかかわらず、経済的不平等が実質的に拡大したのとは対照的である (Kymlicka 2001=2012:7)。先住民族の権利の回復や保障に関する現実の動きが、理論より先行しているといいかえてもよい。その現実を支える理論が希薄なことが、「進んだ」現実に対するバックラッシュを生み出す背景の1つになっていると考えることもできる¹⁰⁾。

このような状況の中で、一方で、先住民族の権利の回復や保障に関する規範理論を構築することが求められている。しかし、他方で、それ以上に、復権に向けた確実な歩みについて具体的に把握し、成果や課題を明らかにした上で、それをふまえて先住民族の未来のあり方を議論する方が現実的であるという考え方も成り立つ。それだけ、現実が複雑であるからである。

いうまでもなく、複雑な現実を明らかにし、そこにある課題や展望を探ることは、社会学が挑むべきテーマの1つに他ならない。しかし、近年先住民族に関する社会学的研究が盛んになってきたとはいえ、すでに示したように、それらは国際的な先住民族の運動に触発されたテーマを取り上げているのが現状である。むしろ、その運動が獲得した成果を背景に、実際の先住民をとりまく教育や政治等の諸制度がどのように整備され機能しているのか、それによって彼らの労働や生活がどのように変化しているのか等を事実即して明らかにしていくことが求められているのではないだろうか。こうした考え方は、先住民族の権利に関する国連宣言が先住民族集団とそれ以外のアクターや先住民族集団内部の関係をどのように変化させるのかを検討することによって、宣言の役割を検討するのが未来の社会学研究の課題であるとしたスミスの指摘とも共通するものである (Smith 2007:772)¹¹⁾。本研究は、こうした問題意識にもとづいて、北欧のサーミとアイヌを対象にして、先住民族の現状と課題に実証的に迫ろうとしたものである。

第2節 本研究の視点と本報告書の構成

第1項 本研究の視点

以上のような問題意識をふまえ、先住民族の復権に向けた歩みの現状を把握する場合、どのような視点や枠組みを用いるのが問題となる。

この点に関して、本研究では、先住民族が復権に向けた歩みの中で構築してきた機構や制度と彼ら自身の労働や生活との関わりという視点を重視する。いいかえれば、それは、既存の機構や制度にもとづく機構的システムの内部で先住民族のための機構や制度がどのように位置づいているのか、また先住民族の労働や生活はどのような特徴をもち、マジョリティの人々とどのような関連をもつのかという視点になる。

このような視点は、社会を機構的システムと労働—生活世界から成り立つものとしてとらえ、異なるエスニシティの共生を考えるにあたって、機構的システム間のシステム共生と労働—生活間の生活共生のあり方を検討しようとする理論的立場に立脚したものである（小内 2005; 小内 1999）。

その場合、機構的システムとは、機関や組織およびそれらから構成される、経済機構、国家・行政機構、政治・運動機構、社会的再生産機構（教育機構、宗教機構等）等の諸機構との連関によって作り出される構造であり、社会の骨格となるものである。それぞれの機構は、自らの機能を実現するために、独自の機関・組織・機構として経済的な取引関係、行政的な指導・受益の関係を結んだり、労働組合（政治・運動機構）が企業（経済機構）の内部に入り込む形をとったりする。あるいは、ある機構が他の機構の機能を代替したりして、互いに関連をもち、それらを国家権力が統括しようとする。この機構的システムは、機関・組織・機構の存立を保障する法・制度や市場関係のような物的依存関係といった外的な存在論的基礎とそれぞれの機関・組織・機構の存続に不可欠な生産力的基盤をとともなう協業や協働の様式という内的な存在論的基礎を必要とする。

これに対し、労働—生活世界は、過去・現在・未来という時間の流れと、直接世界・間接的な同時世界という空間的な広がりから把握される。前者は過去の労働—生活史、現在の労働—生活、労働—生活の未来の展望として設定され、個人のパーソナリティや価値観を形成する役割をはたす。後者は自らが日々直接体験している日常の労働や生活のあり方（直接世界）とそれを取りまく間接的な社会環境（同時世界）として位置づけられ、同時世界は個人の労働や生活に与える時代の影響を示すことになる。こうした形で把握される労働—生活世界は、自らの生命と経済的基盤を内的な存在論的基礎とするとともに、人格的依存関係やそれを支える手段・条件となる言語や文化を外的な存在論的基礎とする。

もともと、機構的システムと労働—生活世界は歴史的には国家の枠内で形成されてきたものであり、それは国民を形成する過程でもあった。しかし、経済や社会のグローバリゼーションの進展にともなって、機構的システムも労働—生活世界も、一国の枠内で完結しなくなっている。グローバルな経済機構は当たり前存在になり、政治・運動機構や教育機構・宗教機構なども国際化している。労働—生活世界の面では、インターネットやメディアの発達により社会環境としての間接的な同時世界が身近なものになるだけでなく、職場が国内で完結しなくなる傾向も生み出されている。それにとともなって、グローバル化時代の国民のあり方が問われるようになっている。

国民のあり方が問われるようになるのは、国民として形成されてきた人々自身の社会経済環境の変化によるものだけではない。いずれの国でも、外国人が数多く居住するようになり、様々なマイノリティが可視化されるようになってきたからでもある。先住民を含めて、多様な文化や背景をもつ人々が自らの独自性を意識的に主張することが、そうした状況をさらに強化するようになっている。その結果、従来の典型的な国民によって形成され利用される機構的システムだけでなく、外国人居住者や先住民が形成し利用する独自の経済機構や教育機構が生まれるようになる。

この枠組みの中では、キムリッカが指摘しているような、先住民族に対して認められるべき民族自決権にもとづく教育や行政などの独自の制度が、先住民が形成する機構的システムにあたる (Kymlicka 1995=1998)。サーミを例にとれば、サーミ議会、サーミメディア、サーミ学校等がそれに該当する。外国人が形成するエスニック・ビジネス、エスニック・メディア、エスニック・スクールなども既存の機構とは異なる性格をもつ機構になりうる。

しかも、外国人居住者や先住民が独自の機構を形成すれば、それにともなって、彼らが固有の言語や文化を維持しながら労働や生活を営むこともある程度可能になる。そのため、自らの母語や文化にもとづくコミュニティの中で展開される外国人や先住民の過去・現在・未来の労働—生活世界は、独特の性質をもつものとして把握されることになる。

そして、マジョリティの国民が形成した機構的システムやそれをもとに展開されるマジョリティの労働—生活世界と、外国人や先住民などのマイノリティの機構的システムや労働—生活世界がどのように関連しているのかが、システム共生と生活共生の観点から検討されることになる¹²⁾。そこには、個人と集団の相互作用に焦点をあて、共生 (living together) のためのルールを考察する点が社会学者の視点の特徴であるとするスミスの見方との共通性が見出せる (Smith 2007:757)。

第2項 本報告書の構成

私たちは、以上のような問題意識と視点にもとづいて、2012年の8月下旬から9月上旬にかけ、サーミの復権が進んでいるノルウェーのフィンマルク地方の現状と課題を明らかにするために、サーミ議会、基礎学校、サーミ高校、サーミ大学、サーミ博物館などの先住民族に関わる機構的システムを構成する諸機関を訪問し、ヒアリング調査を行った。その成果は小内編著『調査と社会理論』No.29 (2013年) にまとめられている (小内編著 2013)。翌2013年12月には、新たにマス・メディア関係の各種機関、フィンマルク土地管理公社などで機関ヒアリングを行うとともに、基礎学校、サーミ高校で教師・生徒・保護者に対するアンケート調査やインタビュー調査を実施した。そこでは、サーミの人々やサーミ関連の諸機関に関わる人々の労働—生活世界に属する職場や家庭での生活や教育、また意識について明らかにすることをねらいとしていた。それを通して、サーミの復権が進む現場で何が行われ、どのような未来が描かれようとしているのかを浮き彫りにしようと考えた。

本報告書は、このうち、2013年12月に行ったノルウェー・フィンマルク地方での調査の結果をまとめたものである。第1章では基礎学校の生徒・保護者を対象としたアンケート調査や教師を対象にしたアンケート調査・インタビュー調査の結果をまとめ、第2章ではサーミ高校の生徒・保護者に対するアンケート調査と教師を対象としたアンケート調査・インタビュー調査の結果を整理している。第3章では、各種のサーミ・メディアからの機関ヒアリングの現状と課題に関する報告と基礎学校・サーミ高校のアンケート調査にもりこんだメディア利用のデータに関する分析が行われ、第4章ではフィンマルク土地管理公社の土地管理の状況が報告されている。

本研究プロジェクトのまとめは来年度になるため、本報告書のまとめは行っていない。さらに、各章とも調査結果の報告が基本となっている。そのため、本章で提示した視点での分析が明示的に行われていないように思えるかもしれない。この点は、来年度に行う予定の本研究プロジェクトのまとめの際に、明示的に展開する予定である。

注

1) 岸上伸啓は国家の承認と自己主張の有無の視点から、北アメリカの先住民族を国家から承認されている公認（承認）先住民族、国家が承認しているにもかかわらず先住民族としての地位を自主的に放棄した先住民族、当事者が先住民族であることを主張する非公認（承認）先住民族、当事者が先住民族と主張せず国家も承認しない非先住民族の4タイプに整理している（岸上 2009: 150）。

なお、アメリカ合衆国では、2011年時点で565を超えるインディアン部族が先住民族として認定されている一方、請願書を提出しても未認定のままになっている部族が350程度ある（水谷 2012: 8）。また、国（連邦）の認定がなくても、州が特定の部族を先住民族として認定する場合もある（藤田 2013: 20-22）。

2) コーボ報告における先住民族の定義は、ノルウェー人人類学者・バルト（Barth, F.）の「エスニック境界論」（Barth 1969=1996）の影響を受けていたとされる（Minde 2008: 58）。

3) ここでは、サーミ議会の有権者として登録される基準のことを想定している。

4) 2014年8月に行ったフィンランドのサーミ議会でのヒアリングによる。

5) ハミルトン（Hamilton, J. W.）は、現在は「古典的な法的多元主義」「新しい法的多元主義」に続く「グローバルな法的多元主義」という3つ目の波の時代であるとし、国際法と国内法の関連の複雑性を象徴する「グローバルな法的多元主義」の事例として、北欧サーミ条約を位置づけている（Hamilton 2013: 46-7）。

6) アナヤは国際法や先住民族の人権問題を専門とし、2008年から2014年まで、国連の先住民族の権利に関する特別報告官（Special Rapporteur）もつとめている。

7) キムリッカはこの他にカナダのケベック人やスペインのカタルーニャ人等のエスニック・グループに関する議論も行っている（Kymlicka 1995=1998）。

8) カナダでは1993年に連邦政府とイヌイットの間で締結されたヌナブト協定に基づき、すでに1999年にイヌイットの自治準州として「ヌナブト準州」が成立している。「ヌナブト準州」の実態については、大村（2009）を参照されたい。

9) センボ（Semb A. J.）は、ノルウェーにおけるサーミ政策への「バックラッシュ」として、以下のような例を示している。「（注・1つの例は）サーミ議会が通商産業省との協議を通じてフィンマルク県で鉱業を営む会社に課税する権利を得ようとして失敗したことである。もう1つの有名な例は、2010年春における北欧サーミ条約草案に関連した交渉過程でノルウェー政府が立場を突然変化させたことである。それ以前の立場とは対照的に、ノルウェー政府はサーミ議会によって指名された代表団のメンバーが交渉に直接参加することや、交渉の議事録を書く際に政府に対する反対意見を表明する余地を与えることをもはや受け入れなかった」（Semb 2012: 1669）。

10) 先住民族の権利の回復や保障の動きに対するバックラッシュには、近年の多文化主義に対するバックラッシュも影響を与えていると思われる。多文化主義に対するバックラッシュについては、Kimlicka（2010）およびKimlicka（2012）を参照されたい。

11) 厳密に言えば、スミスの指摘は国連宣言が採択される以前のものである。論文では、スミスは国連宣言の草案を念頭において、このような主張を行っている（Smith 2007: 772）。

12) 社会を機制的システムと労働—生活世界の両面からとらえ、エスニック・マイノリティとマジョ

リティの住民との共生をシステム共生と生活生活の視点から把握することについて、詳しくは小内（1999）および小内（2005）を参照されたい。

参考文献

- Anaya, J., 1996, *Indigenous Peoples in International Law* (New York: Oxford University Press).
- , 2004, *Indigenous Peoples in International Law 2nd ed.* (New York: Oxford University Press).
- , 2007, "Indigenous Law and Its Contribution to Global Pluralism", *Indigenous Law Journal*, Vol.6, Issue1, 3–12.
- Bankes, N. and Koivurova, T., 2013, "Introduction" in Bankes, N. and Koivurova, T. eds., *The Proposed Nordic Saami Convention* (Oxford: Hart Publishing), 1–17.
- Barth, F., 1969, "Introduction" in Barth, F. ed., *Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Differences* (Boston: Little Brown and Company), 9–38. 内藤暁子・行木敬訳, 1996, 「エスニック集団の境界」青柳まちこ編『「エスニック」とは何か』新泉社, 23–71.
- Brian M., 1994, *Crazywater: native voices on addiction and recovery* (Toronto: New York: Penguin Books).
- Hamilton, J. W., 2013, "Acknowledging and Accommodating Legal Pluralism: An Application to the Draft Nordic Saami Convention", in Bankes, N. and Koivurova, T. eds., *The Proposed Nordic Saami Convention* (Oxford: Hart Publishing), 45–77.
- French, L. A., 2000, *Addictions and Native Americans* (Westport, Conn: Praeger).
- 藤田尚則, 2012, 『アメリカ・インディアン法研究（Ⅰ）——インディアン政策史』北樹出版.
- , 2013, 『アメリカ・インディアン法研究（Ⅱ）——国内の従属国』北樹出版.
- Jones, J., 2009, "Cherokee by blood and the freedmen debate: the conflict of minority group rights in a liberal state", *National Black Law Journal*, 22,1, 1–55.
- Jull, P., 2003, "The politics of Sustainable Development: Reconciliation in Indigenous Hinterlands" in Jentoft, S., Minde, H. and Nilsen, R. eds., 2003, *Indigenous peoples: resource management and global rights* (Delft: Eburon), 21–44.
- 鎌田遵, 2009, 『ネイティブ・アメリカン——先住民社会の現在』岩波新書.
- 岸上伸啓, 2009, 「北アメリカにおけるもうひとつの先住民族問題」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 134–154.
- 小林寿美恵, 2007, 「ニュージーランドのマオリ語媒体教育の役割」愛知淑徳大学『現代社会研究科研究報告』第2号, 93–106.
- 窪田幸子・野林厚志編, 2009, 『「先住民」とはだれか』世界思想社.
- Kuper, A., 2003, "The Return of the Native", *Current Anthropology*, Vol.44, No.3, 389–402.
- , 2005, *The reinvention of primitive society: transformations of a myth* (London: Routledge).
- 栗本英世, 2009, 「先住性が政治化されるとき」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社, 202–223.
- Kymlicka, W., 1995, *Multicultural citizenship: a liberal theory of minority rights* (Oxford: New York:

- Clarendon Press). 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳, 1998, 『多文化時代の市民権：マイノリティの権利と自由主義』 晃洋書房.
- , 2001, *Politics in the vernacular: nationalism, multiculturalism, and citizenship* (New York: Oxford University Press). 岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳, 2012, 『土着語の政治：ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』 法政大学出版局.
- , 2010, "The rise and fall of multiculturalism? New debates on inclusion and accommodation in diverse societies", *International Social Science Journal*, Vol.61, Issue 199, 97–112.
- , 2012, "Is There Really a Backlash against Multiculturalism Policies? New Evidence from the Multiculturalism Policy Index", *GRITIM Working Paper Series*, No.14, 1–23.
- 丸山淳子, 2009, 「開発政策と先住民運動のはざままで」 窪田幸子・野林厚志編 『「先住民」とはだれか』 世界思想社, 224–247.
- Minde, H., 2008, "The Destination and the Journey: Indigenous Peoples and the United Nations from the 1960s through 1985" in Minde, H. ed., *Indigenous Peoples: self-determination, knowledge, indigeneity* (Delft: Eburon), 49–86.
- ed., 2008, *Indigenous Peoples: self-determination, knowledge, indigeneity* (Delft: Eburon).
- 水谷裕佳, 2012, 『先住民パスクア・ヤキの米国編入——越境と認定』 北海道大学出版会.
- Niezen, R., 2003, *The Origins of INDIGENISM: Human Rights and the Politics of Identity* (Berkeley: University of California Press).
- 小内透, 1999, 「共生概念の再検討と新たな視点」 『北海道大学教育学部紀要』 第79号.
- , 2005, 『教育と不平等の社会理論』 東信堂.
- 編著, 2013, 『調査と社会理論・研究報告書 29 ノルウェーとスウェーデンのサーミの現状』 北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室.
- 大村敬一, 2009, 「イヌイトは何になろうとしているのか？」 窪田幸子・野林厚志編 『「先住民」とはだれか』 世界思想社, 155–178.
- 大竹秀樹, 2009, 「国連先住民族（先住民）権利宣言について」 『人権と部落問題』 61(1), 6–14.
- Saggers, S. and Gray, D., 1998, *Dealing with Alcohol : indigenous usage in Australia, New Zealand and Canada* (Cambridge, UK; New York: Cambridge University Press).
- 櫻井利江, 2004, 「北欧諸国における先住民族の権利(2) 土地および天然資源に関するサーミの権利の発展をめぐって」 『同志社法学』 56(2), 195–243.
- Semb, A. J., 2012, "From 'Norwegian citizens' via 'citizens plus' to 'dual political membership'? Status, aspirations, and challenges ahead", *Ethnic and Racial Studies*, Vol.35 No.9, 1654–1672.
- Smith, K. E. I., 2007, "A Review of the Study of the Political Status of Indigenous Peoples in the Global Context", *Sociology Compass*, 1(2), 756–774.
- スチュアート・ヘンリ, 2009, 「先住民の歴史と現状」 窪田幸子・野林厚志編 『「先住民」とはだれか』 世界思想社, 16–37.
- 庄司博史, 1991, 「サーミ民族運動における言語復権の試み」 『国立民族学博物館研究報告』 15巻3号, 847–910.

Thuen, T., 2002, "In search of space: challenges in Saami ethnopolitics in Norway 1979-2000" in Karppi, K. and Eriksson, J. eds., *Conflict and cooperation in the North* (Umeå: Norrlands Universitetsförlag i Umeå), 281 – 298.

(小内 透)